

平成30年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和元年11月11日

佐賀県監査委員 久本智博
 同 荒木敏也
 同 角貞樹
 同 藤木卓一郎

平成30年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見	措置の内容
第3 個別の監査結果及び意見	
軽費老人ホーム事務費補助金（報告書30ページ）	
【監査意見】実績報告に添付されている収支報告書の様式について	
<p>補助金実績報告書には各施設の収支報告書が添付されている。社会福祉法人の計算関係書類は、平成27年度から社会福祉法人の新会計基準での作成が義務付けられているが、新会計基準では、軽費老人ホームは施設ごとに独立した拠点区分で計算関係書類を作成することとされている。</p> <p>実績報告書に添付されている収支報告書は、新会計基準に従って拠点区分で作成した収支報告書を添付している法人や、旧会計基準で作成した収支報告書を添付している法人、独自のフォームで作成した収支報告書を添付している法人など、添付している収支報告書の様式が様々である。</p> <p>新会計基準で作成された拠点区分の収支計算書から補助対象経費が容易に判明できる施設は問題はないが、法人によっては、軽費老人ホームの拠点区分に、デイサービスなどの第二種社会福祉事業が含まれているものもあり、拠点区分の収支報告書のみでは補助対象経費が容易に判明できない施設もあるため、このような施設は独自のフォームで収支報告書を提出している。</p> <p>施設によって収支報告書の提出様式が異なるため、統一した様式で収支報告書を提出してもらうよう努めるべきである。</p>	<p>〔長寿社会課〕</p> <p>補助金交付要綱における、補助金実績報告書に添付する収支報告書は、法人が決算のために作成する収支報告書の抄本としており、実績報告書のための収支報告書の統一した様式は定めていない。</p> <p>現在、すべての社会福祉法人は新会計基準の収支報告書を作成することとなっているため、この収支報告書を実績報告書に添付する法人がほとんどであり、県で当補助金のための収支報告様式を定めることはかえって効率性を欠くこととなる。</p> <p>また、これまでは、法人の決算処理の関係上、補助金の実績報告時期（翌年の4月末）までに新会計基準の収支報告書での取りまとめが間に合わない場合を鑑みて、補助金の収支が確認できる決算書を実績報告に添付するよう求め、法人の余分な事務負担を避けてきたところである。</p> <p>今後も、法人に対し毎年度実施している「補助金事務説明会」内で、実績報告書の提出期限までに新会計基準の収支報告書作成を依頼し、可能な限り新会計基準の収支報告書で統一できるように努める。</p>

【監査意見】軽費老人ホームの利用料について

軽費老人ホーム事務費補助金は、事務費基準額と各施設の事務費支出額を比較し、いずれか少ない金額から利用者本人の負担額を控除した金額を交付している。事務費支出額は、施設の運営をするために必要な人件費及び運営事務費とされており、利用者本人の生活費や居住費（家賃）は補助対象経費とされていない。

事務費基準額は、厚生労働省から発出された「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に従って「佐賀県軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する要綱」に規定されており、当該施設が特別養護老人ホームと併設されているか否か、特定施設入居者生活介護の指定を受けているか否か、介護職員の配置状況などによって事務費基準額が決定される。県内のほとんどの施設では、事務費支出額（実績額）が、事務費基準額を上回っているため、ほとんどの施設の補助金支給額は、事務費基準額から利用者負担額を控除した金額となっている。

また、利用者本人の負担額も、厚生労働省から発出された「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」を参考に「佐賀県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」に規定されており、以下のように利用者の収入に応じて費用負担額が定められている。また、平成29年度の各階層区分ごとの延べ利用人数は以下のとおりである。

対象収入による階層区分		月額費用徴収額	利用人数
1	1,500,000円 以下	10,000円	5,799人
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	13,100円	542人
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	16,100円	915人
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	19,100円	398人
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	22,200円	501人
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	25,200円	389人
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	30,200円	415人
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	35,300円	213人
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	40,300円	380人
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	45,400円	244人
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	50,400円	81人
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	57,500円	149人
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	64,600円	188人
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	71,600円	262人
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	78,700円	18人
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	85,800円	0人
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	93,800円	32人
18	3,100,001円 ～ 3,200,000円	101,900円	8人
19	3,200,001円 ～ 3,300,000円	110,000円	0人
20	3,300,001円 ～ 3,400,000円	118,100円	0人
21	3,400,001円 以上	全額	0人

上記のように、利用者の収入階層は、1,500,000円以下が半数であり、低所得者の利用は進んでいる。軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、居宅での生活が困難な高齢者を入居させ、食事の提供、入浴等の準備などの日常生活

〔長寿社会課〕

県では、月額10,000円は必要最低限の利用者負担であり、現利用者の半数以上は、この負担額で軽費老人ホームの利用が可能となっていることから、低所得者の軽費老人ホーム利用促進は進んでいると認識している。今後も各施設において利用者が安心して生き生きと生活できるよう、各施設に対し、適切な補助事業を行っていききたい。

上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す施設であるため、今後さらに利用を促進し、低所得者の負担軽減のため、収入階層区分の下限值を引き下げること考えられる。

【監査意見】担保提供の事前承認について

補助金交付要綱第8条（6）及び（16）に、以下の規定がある。

「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けないで（中略）担保に供してはならないこと。」

「独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して、補助事業により取得し、又は効用の増加した補助財産を担保に供する場合、担保提供を行う2週間以上前に様式第3号により知事に届け出なければならない。」

この点、監査対象のうち1件について、担保提供がなされていたにもかかわらず当該要綱で定められている補助財産を担保に供する場合の事前届けがなされていなかった。これについては、事後ではあるが措置を行っている。

当該補助事業が対象としている特別養護老人ホーム等は、高齢者のための社会福祉施設であり、利用者の権利や生命・安全に資するべく、施設経営の安定的維持・存続が求められる。よって、担保提供に際しては、県は事前に届け出を受け、その妥当性や必要性等を確認する必要がある。承認のない担保提供を防止するためには、県が補助事業者から事業に関する資金計画の提出を受けの際に、金融機関等から借入予定である場合には担保提供の有無についても報告を受け、さらに、工事完了後の事業実績報告の提出を受けの際に、併せて登記簿謄本の提出を求め、確認する必要があると考える。

なお、現行制度上、社会福祉法人の基本財産を独立行政法人福祉医療機構や当機構と協調融資契約を締結している民間金融機関以外へ担保提供する場合、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得る必要がある（社会福祉法人審査基準第2-2（1））。このルールを保全するためにも、担保提供の事前承認に関する当該ルールは、厳格に対応すべきであると考えます。

〔長寿社会課〕

担保提供の事前届出については、補助事業者に対し、届け出漏れのないよう、交付決定時などの適切な時期に、担保提供有無の確認や指導の徹底を図っていく。

上記の取組みの徹底をもってしてもなお必要な場合は、実績報告提出時に登記簿謄本を求めなどの対応を行っていく。

今後も、担保提供の事前届出を含む全ての手続きについて要綱の遵守を徹底させ、再発防止に努めていく。

佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金（報告書34ページ）

【監査意見】仕入税額控除の報告について

補助金交付要綱第8条（8）に、以下の規定がある。
 「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」
 この点の運用状況を県の担当者に確認したところ、上記定めに従った報告があればその報告の内容を検討する旨の回答であった。
 他の補助金事業であるが、国の社会福祉施設等施設整備補助金においても、上記と同様の定めがあるが、国の当該補助金は仕入控除税額がゼロの場合でも報告するように定められている点異なる。
 佐賀県の交付要綱も、国と同様に、仕入控除税額がゼロの場合でもその旨を報告するように定めるべきと考える。
 また、上記条項のなお書きの「仕入控除税額を納付させることがある」という定めは、どういった場合に納付させることになるのかが明確ではない。本来、仕入控除税額として還付された場合、補助金が設備の購入等に充てられなかったわけであるため、「原則として、納付しなければならない」と定めるべきではないかと考える。

〔長寿社会課〕
 当該補助金について、これまで仕入控除税額が確定した場合に県に報告するよう規定していたが、それがゼロであった場合の報告について、具体的に定めていなかったため、今回のご指摘を踏まえ、類似の国庫補助事業の取扱いを参考に、明確に規定することとした。

佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金（報告書39ページ）

【監査結果】単一業者から見積書を徴するだけで契約できない場合

補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守する必要がある（交付要綱第7条第1項第3号）。そして、当該取扱いには、単一の業者から見積書を徴するだけで契約できるものの1つとして、「1件の予定金額10万円未満の契約に当たり2人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき」がある。
 しかし、1件10万円以上のものでも単一の業者からしか見積書を徴していない場合が少なくない。
 この点に関して、佐賀県の担当者に現状を確認したところ、本事業の主な対象は、食器、日常生活用雑貨、電化製品など単価が10万円以上とならないものが大半であるものの、単一の業者から数十品目を「まとめ買い」するため、1件あたりの金額が10万円以上となるケースがほとんどであるが、複数の業者に見積りを行うことは実務的にも煩雑であるため、当該取扱いを徹底できていない旨の回答を得

〔障害福祉課〕
 補助金交付要綱を順守するように、補助事業者に対しては、1件の予定価格が10万円を超えるものについては、原則複数業者からの見積書の提出を徹底するように指導していく。
 なお、インターネットサイトの活用に関するご意見については、インターネットサイトを利用する場合は、一般的に契約書や見積書を作成しないため、県の財務規則にも則していないこと、また地元経済の活性化の観点等も考慮し、補助事業においては適さないと考える。

た。

単一の業者から数十品目を「まとめ買い」しており、複数の業者からの見積書を入手することが煩雑であることは補助事業者の実績報告書からも十分理解できる。

しかし、こういった日常雑貨や電化製品は、インターネットで購入した方が安く、かつ、その購入額も容易に把握できることから、1件あたり10万円以上となる場合は、インターネットで調べた価格（そのサイトの画面）を入手する（このようなサイトの画面は見積書と同じ役割を果たすことができる）などの指導を工夫する必要がある。

佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金（報告書39ページ）

【監査意見】 補助金交付申請書への消費税込み金額での記載

<p>補助金の交付申請書には業者からの見積書が添付されるが、その見積金額が消費税込みなのか消費税抜きなのか、明らかにされていないケースが見られた。</p> <p>補助金の交付申請は、消費税込みで统一的に申請すべきであるし、そうでない場合には、上記の「1件の予定金額10万円未満の契約」に該当するか否かの判定に影響するため、消費税込みの金額で記載するように佐賀県の担当者は指導すべきである。</p>	<p>〔障害福祉課〕</p> <p>ご指摘のとおり、消費税込みの金額で交付申請するよう今後も徹底していく。</p>
--	---

佐賀県障害者グループホーム開設事業費補助金（報告書39ページ）

【監査意見】 少額消耗品に対する補助金の申請手続

<p>ある補助事業者からの補助金の交付申請書に添付されていた業者の見積書（76,000円）の内訳は消火器4本であるが、メーカー希望小売価格19,000円（税抜）がそのまま見積単価として計算されていた。見積書の作成日は平成29年5月29日であるため、調査時点（平成30年8月23日）の価格とは単純比較できないが、インターネットのサイトで検索したところ、当該消火器（メーカー名：モリタ宮田工業、商品名：アルミ製蓄圧式粉末ABC消火器 アルテシモ MEA10A）の価格は、amazonで6,800円（税込）であった。</p> <p>例外はあるかと思うが、こういったメーカーが不特定多数のユーザーに対して販売している電化製品や日常雑貨を購入する場合、地元の小売店で購入するよりも全国店舗展開している大手量販店で購入した方が安いし、それ以上にインターネット上のサイトで購入した方が安い。</p> <p>通常、補助金の対象は、オーダーメイドの施設設備・情報処理システムや役務提供サービスが多く、こういった場合、契約先の品質・技術・価格が異なるため、入札や見積書の入手という手続が必要になるが、本事業の対象となるメーカー既製品の場合においては、現行のように通常の補助金と同様の交付要綱の定めにとすると、下記の点で問題が生じる。</p> <p>まず第一に、現行の交付要綱では安い価格で購入できない。</p> <p>本事業の交付要綱には、補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守するよう定められており</p>	<p>〔障害福祉課〕</p> <p>地元経済の活性化の観点から、地元経済の活性化に資する取組である『佐賀県ローカル発注促進要領』の規定を除外することには慎重な検討が必要であり、補助事業において、インターネットや大手量販店からの安値購入を前提とすることは妥当ではないと考える。</p>
---	---

(交付要綱第7条第1項第3号)、「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」には、地域活性化の観点から、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達が必要があり、別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』のとおり県内企業と契約するように努めなければならないと定められている(第2条第3項)。

これらのために忠実に従うとインターネットのサイトや大手量販店で購入するよりも購入額が高くなる。民間企業なら購入しないような相手から購入することになる。

第二に、補助事業者の事務負担が煩雑になる。

こういったメーカー既製品をインターネットのサイトや大手量販店で購入する場合、そもそも入札や複数業者からの見積書の入手という手続の必要性はほとんどない(「適正なコストでグループホームの運営をすること」「特定の業者から不当に高い値段で購入することで、業者からのリベートを補助事業者が収受することを防止すること」という点においては問題はない)。にもかかわらず、このような手続を強制する定めは合理性を欠く。

インターネットのサイトや大手量販店で購入する場合でも、当然、価格の差があるが、多少の金額の差でしかないため、最安値を探すことは補助事業者の事務職員の時間(≒人件費)を要するため、費用対効果の観点から合理的ではない。インターネットのサイトや大手量販店で購入する場合は、入札や複数業者からの見積書の入手という手続は不要とする旨を定めるべきである。

【監査意見】仕入控除税額についての報告

補助金の交付の条件として、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定められている（交付要綱第7条第8項）。

上記の定めに関する運用状況を佐賀県に確認したところ、上記の定めに従った報告があれば、その報告の内容を検討するが、当該報告がなければ、特段の対応はしていない旨の回答を得た。

他の補助金事業であるが、国の社会福祉施設等施設整備補助金においても、上記と同様の定めがあるが、国の当該補助金は仕入控除税額がゼロの場合でも報告するように定められている点が異なる。

佐賀県の交付要綱も、国と同様に、仕入控除税額がゼロの場合でもその旨を報告するように定めるべきと考える。

また、上記条項のなお書きの「仕入控除税額を納付させることがある」という定めは、どういった場合に納付させることになるのかが明確ではない。本来、仕入控除税額として還付された場合、補助金が設備の購入等に充てられなかったわけであるため、「原則として、納付しなければならない」と定めるべきではないかと考える。

〔障害福祉課〕

当該補助金について、これまで仕入控除税額が確定した場合に県に報告するよう規定していたが、それがゼロであった場合の報告について、具体的に定めていなかったため、今回のご指摘を踏まえ、類似の国庫補助事業の取扱いを参考に、明確に規定することとした。

【監査意見】仕入控除税額についての報告

補助金の交付の条件として、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定められている（交付要綱第7条第8項）。

上記の定めに関する運用状況を佐賀県に確認したところ、上記の定めに従った報告があれば、その報告の内容を検討するが、当該報告がなければ、特段の対応はしていない旨の回答を得た。

他の補助金事業であるが、国の社会福祉施設等施設整備補助金においても、上記と同様の定めがあるが、国の当該補助金は仕入控除税額がゼロの場合でも報告するように定められている点が異なる。

佐賀県の交付要綱も、国と同様に、仕入控除税額がゼロの場合でもその旨を報告するように定めるべきと考える。

また、上記条項のなお書きの「仕入控除税額を納付させることがある」という定めは、どういった場合に納付させることになるのかが明確ではない。本来、仕入控除税額として還付された場合、補助金が設備の購入等に充てられなかったわけであるため、「原則として、納付しなければならない」と定めるべきではないかと考える。

〔障害福祉課〕

当該補助金について、これまで仕入控除税額が確定した場合に県に報告するよう規定していたが、それがゼロであった場合の報告について、具体的に定めていなかったため、今回のご指摘を踏まえ、類似の国庫補助事業の取扱いを参考に、明確に規定することとした。

【監査意見】 補助金の上限の設定方法

本事業は、平成29年度から開始した事業であるが、本事業の3つの事業のうち送迎支援事業については、交付実績は1法人のみ（公益社団法人佐賀県看護協会）であった。補助金交付額の上限が低水準にある場合、補助金の申請及び実績報告の実務負担との関係（費用対効果）から、申請者数が少なくなる場合がある。

そこで、送迎支援事業は、補助金の上限が2,000円/回であり、この上限の設定方法について佐賀県に確認したところ、公益社団法人日本看護協会がホームページで公表している看護師の基本給与額平均値（全国平均）244,392円に基づき、1回の送迎（往復の場合は、往路・復路それぞれを1回とカウントする）につき1時間を上限として設定している旨の回答を得た。具体的な算定方法は下記のとおりである。

$$244,392\text{円（基本給与額平均値）} \div 21\text{日（想定勤務日数/月）} \div 8\text{時間（想定勤務時間/日）} = 1,608\text{円}$$

送迎付添いに要する時間を2時間程度と想定し、2,000円/回と設定しているので、補助率は下記のとおり62%となる。

$$2,000\text{円} \div 3,216\text{円（} = 1,608\text{円} \times 2\text{時間）} = 62.19\%。$$

なお、上記の看護師の基本給与額平均値244,392円とともに看護師の給与総支給額318,010円も公表されているので、この総支給額に基づき算定するとともに、法人が負担すべき社会保険料及び労働保険料（ここでは16%と仮定する）相当額を加味すると、補助率は下記のとおりとなる。

$$318,010\text{円（基本給与額平均値）} \div 21\text{日（想定勤務日数/月）} \div 8\text{時間（想定勤務時間/日）} = 1,892\text{円}$$

$$2,000\text{円} \div 4,389\text{円（} = 1,892\text{円} \times 116\% \times 2\text{時間）} = 45.56\%。$$

この実質的な補助率が45.56%と、医療関係の補助金の中では高くないことが交付実績が少ないことの一因であると思われる。

この点に関しては、平成30年度は、下記の「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（厚生労働省告示第67号）」に規定される訪問看護基本療養費をもとに算定し、補助金の上限を6,000円/回と設定している。

訪問看護基本療養費：5,550円/回（週3日目まで）
6,550円/回（週4日目以降）

1回の訪問時間は30分から1時間30分を想定に見直されている。見直し後の実質的な補助率は従前の3倍になることから、平成30年度は交付実績が増えると思われ

〔障害福祉課〕

送迎時間の実態としては片道1時間前後（往復2時間前後）が多いため、これまで1回あたり2,000円としてきたが、平成30年度に単価を2,000円から6,000円に引き上げる検討の際に、包括外部監査での意見もあり、回数単位から時間単位（30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて算出）とするように改正した。

る。

上記のとおり、送迎支援事業は、看護師が保護者等の送迎に付添い、移動中の医療的ケア等を行うのであるが、その1回の送迎に要する人件費相当を上限に補助金を交付するものである。

利用者の送迎に要する時間が片道1時間であれば、看護師の給与の100%を補助することになるが、片道30分であれば看護師の給与の200%を補助することになる。

補助金の上限が従前の3倍となり、従前の算定方法に基づくと $45.56\% \times 3 = 136.68\%$ と100%を超える水準となっており、ガソリン代などの車両費その他間接経費も含めても事業費を超えて補助金を交付することにならないように、補助金の上限は、1回当たりいくら交付するか？という回数単位での設定ではなく、1時間当たりいくら交付するか？という時間単位での設定が望ましいと思われる。

このような回数単位での設定にしたのは、補助金の申請及び実績報告における実施事業所の実務負担への配慮と推測されるが、時間で計算するとしても、実際に要した時間ではなく1回当たり通常要する時間を確認（インターネット上でも入手可能）し、これに回数（何回行ったか）を乗じて時間を算出すれば、実務負担はさほど重くはないはずである。

【監査意見】 工事又は設計監理における特別利害関係業者の入札参加資格

社会福祉施設整備の補助事業は、国及び各都道府県等自治体の公費により多額の補助金を受けて実施されるものであり、その執行の適正性が強く求められる。そのため、工事請負又は設計監理委託の入札・契約に当たっては、各自治体は、補助事業者に対して公共建築工事における入札・契約手続きに準じた取扱いをすることを求めており、各自治体毎に社会福祉施設整備補助事業に係る契約等の取扱基準を定め、入札方法・契約方法を個別具体的に定めている。

自治体の中には、その執行の適正性担保との観点から、特別利害関係業者の入札参加資格を制限する取扱基準を定めている自治体もある。例えば、愛知県は、「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」（平成29年7月）において、「法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する者は入札に参加することはできない。」と規定している。また、兵庫県も「障害者(児)施設整備の手引き」（平成30年8月）において、入札参加資格として設定すべき要件として「法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する業者でない者」と規定している。その他にも同様の規定を設けている自治体が多数ある。

一方、佐賀県では、「佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱」の第7条第1項(12)において、「補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。」と定めているが、「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」（平成28年7月20日 健康福祉部）では、特別利害関係業者の入札参加資格制限に関する規定は設けていない。

そのため、平成29年度中に補助金交付が完了した障害福祉関係施設整備費補助事業のうち3事業において、補助事業を実施した社会福祉法人の理事が代表取締役を務める業者が一般競争入札に参加し、落札・契約締結を行うという状況が生じている。当該状況は、佐賀県では参加資格の制限規定がないため、直接的に交付要綱・取扱基準に抵触するものではない。しかしながら、理事と入札参加業者代表者の兼務という状況は、執行の適正性が害される事態の誘発要因になり得るものと考えられる。

社会福祉法人では、定款規定により、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができないた

〔障害福祉課〕

社会福祉法人の定款において「特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることができない」と規定されていることから、特別利害関係業者が一般競争入札に参加したとしても、適正な入札・契約手続きは確保されていると考える。

特別利害関係業者が落札・契約締結を行うことになった場合、特別の利害関係を有する理事がその議事の議決に加わっていないか、議事録でしっかりと確認していく。

め、当該議決制限により適正な入札・契約手続きが確保されているとも言えるが、これは株式会社について定める会社法の制限規定と同一レベルの規定に過ぎないものであり、社会福祉施設整備補助事業の特性（公共性、金額的重要性）からすれば、佐賀県においても、適正性を阻害し得る要因を事前に排除すべく、特別利害関係業者の入札参加資格の制限規定を設けることの検討も必要と考えられる。

【監査意見】 補助事業者選定手続き及び対象施設定員の変更状況確認手続き

佐賀県では障害福祉計画を策定し、県内の圏域ごと、社会福祉サービス区分ごとにサービス需要量・供給量の今後の見込みを予測し、需給ギャップの見込量に応じてサービス供給量確保の方策が検討されている。社会福祉施設整備の補助事業は、サービス供給量確保の前提となるインフラ整備の重要施策であり、対象となる圏域、サービス区分、補助事業者の選定が重要となる。

佐賀県の本補助事業は平成18年度に開始されたが、補助金の終期は特に設けられておらず、当面は供給量が不足する状態が続くものと考えられる。今回の監査では、平成23年度～平成28年度に本事業補助金が交付された施設の開所1年後における定員変更状況の資料を確認した(当該資料は会計検査院への報告資料として作成されたものである)。当該期間の対象全55施設(補助金額100万円以上)のうち、2施設が開所1年後においても定員が変更(増員)されていなかった。2施設は、何れも就労継続支援B型施設であり、以下の通りである。

(ア)不正確な内容の実績報告書

補助事業の実績報告書の提出時点までに定員の増員手続きが完了できないケースもあるかもしれないが、当該2施設は開所1年後の段階でも増員手続きが完了していない。施設整備を行ったものの施設近隣での需要がなく増員を図らなかったなどの要因が考えられるが、何れにしても実績報告書に開所日時点の定員数と異なる記載をしたことは問題である。

(イ)増員手続完了状況の確認未実施

県の補助金担当部署は、実績報告書提出時又は事後的に増員手続きの完了報告を疎明資料とともに求め、また、法人又は施設の指導監督担当部署とも連携して、自ら完了状況を確認する手続きが必要と考えられる。

(ウ)補助事業者選定手続きの妥当性

補助事業者の選定においては、補助金が有効に活用されるべく高い利用率・入居率が達成される様に、候補事業者の他施設での事業実績・利用率実績、また圏域での需給ギャップ等を勘案して、圏域内で良質なサービスを供給し得る事業者を選定することが求められる。そのために県は、候補事業者を多様な角度から評点したうえで、年度予算の範囲内で評点上位の事業者から順次選定しているものと考えられる。上記2施設については、結果的に開所1年後で増員を図っていないという事態となったが、事業者が定員を変更しなかった経緯、県の選定手続きの妥当性を改めて検証して、今後の事業者選定に活かしていく必要があるものと考えられる。

〔障害福祉課〕

(ア) 不正確な内容の実績報告書
課内の情報共有をしっかりと行い、実績報告書の内容を精査するようにする。

(イ) 増員手続完了状況の確認未実施
増員について事業者への報告を求めるとともに、課内の情報共有をしっかりと行う。

(ウ) 補助事業者選定手続きの妥当性
定員を変更しなかった経緯について確認したところ、計画段階で1年後に利用予定としていた障害児(者)が、状況の変化により申込をされなかったとのことだった。平成30年度時点で、1施設については目標としていた増員を達成できたが、もう1施設については定員の増減なしの状況である。

なお、定員の増員については選定手続きにおける評価項目ではないため、選定そのものに影響を及ぼしたものではないが、いずれにせよ今後とも申請と実績報告の各段階での内容確認を適切に行っていきたい。

佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金（報告書49ページ）

【監査意見】 補助金申請書類の不備（消費税の算入漏れによる過少申請）

社会福祉法人あんず鍋島の多機能型事業所（就労継続支援施設A型及びB型）の創設工事に対して、平成28年度補正予算を財源とし、補助金65,200千円（うち県21,734千円）が交付された。補助金は、下記(ア)表に基づき、対象経費実支出(予定額)86,934千円×3/4=65,200千円が、算定基準による算定額92,100千円よりも低いため、補助金所要額65,200千円と算出されているが、以下の点で不備がある。

下記(ア)表の主体工事費84,731千円は税抜額であり、消費税額(8%)が含まれていない(下記(イ)表の主体工事費104,722千円は税込額である)。通常は工事費内訳明細の最終行で消費税が加算されるが、(イ)表作成時の工事費内訳明細では消費税加算があるが、(ア)表作成時の工事費内訳明細では加算がない。そのため、結果的に補助金が5,216千円（=消費税相当額6,954千円×3/4）過少に申請・支給されている。補助金申請時の工事費内訳明細(見積書)は、工事入札実施前に作成されるものであるため、一般的には設計監理業者等に依頼して作成され、申請者の責任のもとで県に提出される。従って、消費税加算漏れは一次的には申請者側の問題と考えられるが、県サイドも申請受付にあたっては厳格なチェックを実施すべきものと考えられる。

〔障害福祉課〕
ご指摘のとおり、消費税込みの金額で交付申請するように指導するとともに、申請受付にあたっては、今後ともしっかりチェックを行っていく。

【監査意見】申請時の工事費見積書精度（見積と実績の乖離による実質的補助率の低下）

平成29年度に補助金交付が完了した創設施設に関して、下表において、対象経費実績額に対する補助金交付額水準の施設間比較を実施した。

グループホーム(GH)については、施設単位での補助金上限額が22,000千円（短期入所整備加算9,820千円）と設定されているため、補助金交付額は、申請時の補助対象経費(予定)額の水準とは関係なく、定額22,000千円（短期入所加算時は31,820千円）となっている。

一方、グループホーム以外(GH以外)の就労継続支援施設等は、申請時の補助対象経費(予定)額×3/4として算出された額が補助金交付額となっている(ゆめランチについては、候補事業者の中での優先順位が最も低かったため、補助金は、申請額ではなく国及び県の予算限度内に収まる額で補助金が交付されている)。GH以外では、定額上限の設定がないため、申請時の対象経費見積が重要となるが、下表の通り見積と実績の乖離が大きく、上記のゆめランチを除く2施設は何れも補助金交付額/対象経費実績額の比率が交付要綱で定める3/4(75%)よりも低い、58%、62%の水準に留まっている。これは、一次的には申請時に提出される見積書精度という申請者側の問題と考えられるが、一方で、補助金減額申請が回避されるべきとの認識から生じている問題かもしれない。何れにしても、申請時の見積書の対象経費(予定)額×3/4＝補助金交付額として算出されている以上は、本事業の趣旨からすれば、申請時の見積書の精度向上を求めることに加えて、県においても算定基準額からの乖離状況等を指標にしてチェックする仕組みを構築することなども必要ではないかと考えられる。工事入札前で見積書であるため精度向上は容易ではないかもしれないが、実績から大きく乖離している見積書に基づく補助金交付額決定手続きについては、疑問が残るものである。

〔障害福祉課〕

障害福祉関係施設は、構造等の諸条件が一定ではないことから算定基準額の設定が困難であるため、建設に関する専門的な知識がないと適正額かどうかの判断が難しいが、これまでの補助対象事業の実績を参考にするなどして、見積書の内訳を精査することにより、申請時の見積書の精度を向上させ、実績との乖離の縮小を図っていく。

佐賀県総合福祉センター（報告書64ページ）	
【監査意見】公印の管理に関して	
<p>佐賀県公印規程には、「公印を使用しようとするときは、押印すべき文書に決裁文書、その他の証拠書類を添えて公印取扱主任に提示して、その承認を受けなければならない」（第9条）とある。</p> <p>総合福祉センターの公印は、公印取扱主任である副所長が管理しており、副所長が始業時間に机の上に置き、終業時間に鍵のかかる副所長デスクに保管する。公印が必要な者は、その副所長の机上で自分で押印するが、その都度、副所長による決裁の有無の確認はされていない。</p> <p>公印は、基本的に副所長の管理下にあり、また、日中は必ず事務所に人が在席するため、好き勝手に押印ができる訳ではないが、決裁が下りていない書類に公印が押印される等不正が生じる可能性は排除できないことから、公印取扱主任の承認を徹底する必要があると考える。</p>	<p>〔総合福祉センター〕</p> <p>佐賀県公印規程のとおり、公印を押印する際には、公印取扱主任が決裁文書等を確認し承認することを徹底する。</p>
佐賀県総合福祉センター（報告書64ページ）	
【監査意見】佐賀県立地域生活リハビリセンターの役割について	
<p>平成25年4月より施行されている障害者総合支援法においては、障害者を対象とした総合的な支援を自立支援給付と地域生活支援事業の二つで構成しています。自立支援給付は、さらに介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具の四つより構成しており、実施主体は、原則として、自立支援給付及び地域生活支援事業ともに市町村となっています。（但し、自立支援給付の自立支援医療（育成医療及び精神通院医療）については、都道府県等が実施主体となっている。）</p> <p>都道府県においては、地域生活支援事業のうち、専門性の高い相談支援、広域的な対応が必要な事業、人材育成、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣、意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整、派遣調整等を行うことによって、地域生活支援事業の実施主体である市町村を支援する役割を担うこととなっている。</p> <p>ここで、佐賀県地域生活リハビリセンターの役割を考えると、通所型の自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所である。比較的佐賀駅から近い場所にあり利用者の通所の面では広域的な対応が可能という側面も有するが、県内に他の民間の同様の施設も存在しており、基本的には民間での運営も可能な施設であると考えられる。ただ、そのようななかであっても、まだ、そのような施設の数はいくつか少なく、現状においては対応が難しい利用者に対して、その存在意義</p>	<p>〔総合福祉センター〕</p> <p>今後とも充実した訓練の提供に努めると共に、センターの役割機能や必要性を念頭におきながら、民間事業所の運営状況や動向にも注視していく。</p>

が認められるのかもしれない。

ただ、今後も民間の動き等も勘案しながら、また、県内における地域生活支援事業の支援的な役割と関連させながら、通所型の自立訓練施設を県が保有する役割機能や必要性を常に検討していく必要があると考える。

佐賀県療育支援センター（報告書71ページ）

【監査意見】療育支援センターの役割について

（入所・通所施設としての機能について）
今後も民間の動き等も勘案しながら、また、県内における療育支援の指導的役割と関連させながら、通所施設及び入所施設としての役割機能や必要性を常に検討していく必要があると考える。

（療育支援並び療育支援に関する指導的機能について）
療育支援センターでは、保育士、幼稚園教諭、児童発達支援事業所職員、小学校教諭、特別支援教育関係者等に対して、療育に係わる知識や技法等の研修を行っている。研修の成果については、受講者数も非常に多く、受講者に対してのアンケート調査の結果も非常に良好で、十分に機能しているものと感じた。

県内全域における活動としては、数年単位で県内の重点支援地域を定め、地域における療育事業推進の支援活動を行っている。また、各地域における自立支援協議会を支援するなどして、県内の支援体制の構築を目指している。

このようななかで、当センターは通所施設として佐賀地区における自立支援協議会に所属しているが、ここではあくまで構成員としての位置づけで、指導的な役割はあまり発揮されていない状況のようであった。

例えば、従来、佐賀市近郊で実施している研修を他の場所で開催する有効性の検討、就職前に有意義な機会が得られる大学コンソーシアム入職前研修受講者増加への取組、障害者の窓口の一つとなる相談支援専門員研修への積極的な関与等、自立支援協議会を所管する障害福祉課と連携を図り、県内全域における療育支援及び支援体制の構築を積極的に行っていくべきであると考えます。

〔療育支援センター〕
（入所・通所施設としての機能について）
民間の同様な施設の状況等も注視しながら、これからも知的障害児への支援に当たって求められるニーズに的確に応えられる入所施設及び通所施設として役割を果たしていけるよう、適宜、支援内容等について必要な見直しを行っていく。

（療育支援並び療育支援に関する指導的機能について）
今後とも、障害福祉課等の関係機関と適切な役割分担の下、必要な見直しを行いながら、より良い研修や重点支援地域巡回療育等を引き続き実施していくことにより、県内全域における療育支援やその体制の構築に努めていく。

なお、具体的に提案のあったことについては、次のように考えている。

佐賀市以外の場所での研修の開催については、平成29年度に武雄市で開催したことがあるが、その時には武雄市周辺からの受講者が増えたが、受講者全体としてはやや少なかったため、県内全域からより多くの方に受講してもらうという視点からは、県域の中心にあり、交通の便の良い佐賀市近郊での開催が適当ではないかと考えている。

大学コンソーシアム佐賀入職前研修については、大学コンソーシアム佐賀からの要請に応じ実施しているもので、受講者についても大学コンソーシアム佐賀の方で募集されているものであり、また、相談支援専門員研修については、障害福祉課から民間事業所に委託して実施されている研修であり、療育支援者を養成するという当センターの研修の目的とは異なっているが、連携できることがあれば連携していきたい。

佐賀県立九千部学園（報告書80ページ）

【監査意見】作業訓練による生産物（ブロック）の管理について

就労移行支援事業の職業訓練の一環として、ブロック製造を作業訓練として実施している。材料の仕入れから運

〔九千部学園〕
生産物（ブロック）の管理については、盗難

<p>搬、練混ぜ、成形、養生、脱型等のブロック製造に係る一連の製造工程を訓練することができ、さらに成形マシンの組立や分解等の作業も経験でき工場等に関する有意義な職業訓練の一つとなっている。</p> <p>生産したブロックについては、ブロックの種類に応じた金額で外部へ販売しており生産物売払収入として受け入れている。製品の在庫管理については、毎月、生産数量と販売数量を管理しており、特に問題ないものと思われた。</p> <p>しかし、販売製品については、道路沿いから少し入ったところであるが、比較的人目の付きやすいところに山積みしており、監査時は、だれでも自由に入ることが可能な状況であった。一個当たりの販売単価は@100円～140円で、平成28年度末残高の評価額は、162,270円であり高額ではないかもしれないが、県有資産であり生産物の管理訓練の意味からも改善が望まれる。</p>	<p>防止のため、道路沿いから離し、西側に移動させ、ネットで覆うなどの措置を行い、今後とも適正に管理していきたい。</p>
---	---

佐賀県立九千部学園（報告書80ページ）	
【監査意見】自活訓練棟の利用状況について	
<p>九千部学園の敷地内、体育館の南側に平屋の自活訓練棟が建っている自活訓練棟は、入園者が自分たちだけで自立訓練（生活訓練）を実施するための施設であり、利用者はここから九千部学園に通うことによって、自分たちで炊事、洗濯、入浴、就寝等の訓練を行うことになる。</p> <p>この自活訓練棟の利用状況は（1）⑨自活訓練棟利用者の推移に記載のとおりであり、近年の利用状況は、有効利用されている状況とはいえない。</p> <p>近年の入園者減少の中で、三人一組（男子3人か女子3人）での利用であり、しかも施設外での職場実習等の際は園内利用者がさらに少なくなるため、利用頻度が少なくなるのはやむを得ない部分はあると思うが、訓練のためには有意義な県有財産であると思われるので、有効利用されていない場合には、利用向上や新たな利用法の開発に向けて取り組むことが望ましい。</p>	<p>〔九千部学園〕</p> <p>自活訓練棟については、有効活用を図るため、通常の自活訓練に加え、今年度は就職を控え、自宅に帰らず、グループホームに入る予定の園生を対象として、自活訓練棟から職場実習に通勤させる取組を行った。</p> <p>今後とも、さらに有効活用を図るため、園内での生活訓練などでの活用も検討していきたい。</p>
佐賀県立九千部学園（報告書80ページ）	
【監査意見】広報活動等について	
<p>（1）⑧入園者の推移に記載のとおり、近年、入園者は大幅に減少傾向である。</p> <p>確かに、身近なところに知的障害者を受け入れる特別支援学校が増え、知的障害者が親元を離れて、集団生活することは大変なことであり、わざわざ子供に大変な思いをさせることはしたくない親が増えて来ているのが、現実かもしれない。しかし、親がいつまでも子供の世話をできるかどうかかわからないし、少しでも子供の自立を望んでいる保護者がいるかも知れない。その為には、当該学園の存在やその役割機能さらに充実した事業内容等を十分に広報していくことが必要と思われる。</p> <p>現在、学園説明会前に特別支援学校や中学校等に学園案内を出しているとのことであるが、案内を受け取った担当の先生によっては情報提供に温度差がある場合もあり、また特別支援学校は最近学校自体で就労支援にも力を入れていることもあり、当該学園の役割機能を積極的に保護者等に情報提供していない可能性もある。</p> <p>九千部学園の存在や役割機能については、ホームページや視察見学の積極的な受入れなどでPRされているが、直接生徒や保護者に広報するような機会を積極的に取り組むことが望ましいのではないだろうか。</p>	<p>〔九千部学園〕</p> <p>特別支援学校での就労支援に対する積極的な取組で利用者が減少するのはやむを得ないと考えられるが、本学園では寮生活をしながら生活面もしっかりと支援して自立させるという特徴がある。</p> <p>利用者にとっては、選択肢の一つとして大変有用な施設であると考えられる。</p> <p>今後とも、ホームページや視察見学の受入れなどに加え、学校訪問なども積極的に行うとともに、県や市町の教育委員会などと連携して、特別支援学級の生徒や保護者が集まるような会合への参加など少しでも多くの方々に本学園を知っていただくよう積極的に広報活動を行っていきたい。</p>

【監査意見】 自殺対策普及啓発事業ラジオ番組放送業務の委託契約について

平成28年度、佐賀県精神保健福祉センターは株式会社エフエム佐賀との間において、自殺対策普及啓発事業ラジオ番組の放送業務の委託契約を結んでいる。委託契約の内容は、ラジオ番組「19BOX(ジュークボックス)～あの日の忘れ物～」の中で自殺予防等の広報を行うものである。放送回数は、毎週月曜日の15時から55分間、一回の番組に20秒の広報を4本組み入れるというものである。委託料は、年額1,296,000円（消費税込み）。契約期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間。

この契約は取扱い一店のため随意契約とされ、その理由は、「当番組は対象者を30～60代の方を対象としており、懐かしい日本のポップスを中心にノンストップ・フルコーラスで音楽を流す内容であり、その中で自殺予防などの広報を行うには最適な番組である」としている。確かに、自殺の多い年齢層にターゲットを絞った番組で広報を行うのは効果的・効率的であるが、しかし、30～60代を対象とする番組は当該番組だけではない。また、AM放送局もあり、さらには佐賀県内でも他の新興エフエム放送局が開局したという状況にある。かかる環境の中で、株式会社エフエム佐賀の当該番組を取扱い一店とするのは、無理がある。

公平・中立性の観点、最小の経費で最大の効果をあげるためにも、安易に随意契約とすべきではないと考える。

〔精神保健福祉センター〕

今後については、事業自体の内容を十分に分析検討したうえで、より効果的な事業が実施できるように、事業にあった契約形態を選択する。

社会福祉法人に対する指導監査（報告書95ページ）

【監査結果】社会福祉法第59条の2に基づく社会福祉法人の情報公開の徹底について

<p>社会福祉法人は、定款の内容、理事、監事及び評議員（以下「役員等」。）に対する報酬等の支給の基準、計算書類、役員等の名簿及び現況報告書を、インターネットを活用して公表することが義務付けられている（社会福祉法第59条の2及び同法施行規則第10条）。</p> <p>このうち、計算書類及び現況報告書については、平成29年度から、独立行政法人福祉医療機構が運営する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において公表されており、その他の情報は基本的には各社会福祉法人のホームページにおいて公表されている。ただし、ホームページが存在しない等法人が公表を行うことができないやむを得ない事情があると所轄庁が認めるときには、所轄庁のホームページで公表するなどの支援を行っている。</p> <p>この点について、平成29年度の指導監査で役員等の報酬等の支給基準が定められていない点及びそれらがインターネットで公表されていない旨の文書指摘を行ったにもかかわらず、平成30年度の11月の時点で支給基準を公表していない1法人が検出された（当該法人はホームページを有している）。法人からの改善状況報告書では基準を定める旨の報告がなされていたが、その公表については触れられていなかった。指摘事項については、すべての事項について改善報告を受けて内容を検討し、改善状況を確認する必要がある。</p> <p>また、これに関連して、佐賀県では、11の社会福祉法人について、ホームページを有していないなどの理由で県のホームページ上で必要な情報公開を行っている。</p> <p>しかしながらこのうち2法人の情報が「提出待ち」の状態となっており公表されていなかった。今後は、社会福祉法人の情報公開制度の運用を徹底する必要がある。</p>	<p>〔福祉課〕</p> <p>インターネットでの公表については法定事項であり、本来、法人がその趣旨を十分理解したうえで履行すべきものである。このことについては、様々な機会を捉えて周知を図ってきたところであるが、今後も履行が徹底されるよう周知していきたい。</p> <p>役員等の報酬等の支給基準を公表していなかった法人の件については、改善状況報告に公表に関する記載が漏れていたため、法人からの報告を受けた段階で公表について確認しておくべきであったが、現在は情報公開を完了している。</p> <p>また、現在は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET）で、社会福祉法人の情報公開できるよう改修されたことから、ご指摘のあった情報が「提出待ち」の法人についても情報公開はなされている。今後とも電子開示システムを利用した公表について周知を行っていく。</p>
--	--

社会福祉法人に対する指導監査（報告書95ページ）

【監査意見】引当金について

<p>社会福祉法人は、必要に応じて徴収不能引当金、賞与引当金及び退職給付引当金などの引当金の計上を行わなければならない（社会福祉法人会計基準第5条第2項）。指導監査のガイドラインにおいても、法人がこれらの引当金を適正に計上しているかどうかについて、法人が作成した明細書や引当金計上の必要性の有無を検討している資料などを確認することが求められている。</p> <p>平成29年度の指導監査で、職員賞与支出が計上されているにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない法人や、現況報告書で「法人独自で退職手当制度を整備」して</p>	<p>〔福祉課〕</p> <p>ご指摘に基づき、今後は引当金の計上の要否についても指導監査で十分検討を行っていく。</p> <p>なお、2月25日に県と県社会福祉法人経営者協議会の共催により「社会福祉法人監事等研修会」を開催し、公認会計士による講演の中で引当金の計上の必要性について説明し、法人の引当金に対する理解の促進を図り、指導監査がより効率的・効果的なものになるよう努めている。</p>
---	--

いると記載しているにもかかわらず退職給付引当金を計上していない法人があった。この点について、指導監査において引当金の計上の要否の検討が不十分であった。少なくともこのような法人については、引当金計上の要否について指導監査で検討すべきであったと考える。

社会福祉法人の会計に関しては、平成29年度に会計基準が大きく変わり、会計の区分の再編成や経理規程の見直しなどが必要であり、詳細な監査と指摘がなされていた。今後は引当金項目といったその他の項目についても検討を実施し、社会福祉法人の経営基盤を強化し、財務の透明性をより高めていくことが望まれる。

なお、引当金計上の適正性については、佐賀県のチェックリストにおいて「退職給付引当金を適正に表示しているか」「賞与引当金を適正に表示しているか」というチェック項目があるだけで、具体的なことは記載されていない。自己点検をした法人がこれらの項目にチェックをつけていない場合もあった。引当金など専門的な知識を要する論点については、法人側の理解が不足していることも考えられるため、研修の実施やチェックリストの質問をより詳細なものすることで、指導監査がより効率的・効果的なものになるのではないか。

社会福祉法人に対する指導監査（報告書95ページ）

【監査意見】 運営等に重大な問題を有する法人に対する指導監査について

（1）制度の概要③監査の種類に記載の通り、一般監査が指導監査ガイドラインに従って実施される定期監査であるのに対し、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象としたより詳細な監査である。

この点、当該措置命令は、借入金償還及び利息支払を延滞するまで経営が悪化し、また、経理規程を無視した理事長の親族などへの不適正な仮払金を支出するなどの複数の重大な問題があった法人に経営改善などを求めたものである。このことから当該法人は運営等に重大な問題を有する法人であると認められ、特別監査とすべきであったと考える。県では一般監査としての分類をしていたものの、実際は、実地監査を通常より1日多く実施し、かつ監査担当者も1名多く配置して監査を実施しており、過去の重要な指摘事項に対するフォローも継続して行われ、平成29年度までに一定の改善が認められていた。しかし、指導監査の制度改正で、平成29年度からは一般監査と位置づけるとガイドラインに示されたものだけが文書指摘事項とされることになったため、措置命令当時から継続している重要な問題が文書指摘ではなく口頭指摘や助言として伝えられていたり、いずれにも記載されていないものがあった。法人からの改善報告は文書指摘事項に対するものだけ受けることとなる。正式な回答を受けなければ問題が未解決のままとなる可能性を否定できず、このような状況は適当ではないと考える。

今後は、このような重大な問題のあった法人に対しての指導監査は特別監査と位置づけ、一般監査の枠を超え、必要な事項は文書指摘としてフォローを継続する必要があると考える。

〔福祉課〕

ご指摘の法人への監査方法については、一般監査と特別監査に法令上の区分はなく、今回ご指摘のあった法人については、一般監査のなかで必要な調査や指導を行い、改善につなげることができた。また、平成29年度には確かにガイドラインの範囲内で文書指摘を行うことになったが、当該法人の経営者が刷新され、改善が進んでいることに加え、口頭指摘であっても繰り返し改善されなかった場合は文書指摘できることから、一般監査で対応したものである。

社会福祉法人に対する指導監査（報告書95ページ）

【監査意見】 指導監査の体制について

社会福祉法人の不祥事は全国的に発生しており、佐賀でも過去に行政処分を行っている。社会福祉法人の経営組織のガバナンスや財務規律の強化が図られたことは先述の通りであり、一義的には法人が自主的に健全な経営を行う必要がある。ただし、いかなるガバナンスにも限界はあり、所轄庁による指導監査は依然として重要な意義をもつと考えられる。通常の見直しを延長し監査の重点化を図るといふ先の指導監査の制度改正の趣旨に照らし、指導監査の体制の見直しをすることは有意義であると考えられる。

特に、重大な問題を検出した場合の特別監査の体制につ

〔福祉課〕

問題が発生した際、問題となった資金の財源が市町にある場合には、当然市町との情報交換を行っている。

また、庁内の各法人所管課とも連絡を取り合いながら指導監査に当たっており、現時点で要綱改正などを行うことを考えてはいないが、より適切な監査を実施するための体制、あり方等については、今後も検討を行っていきたい。

いて、所轄庁が行政処分を実行するには、正当な理由と、それを裏付ける適切な根拠が必要となる。また、資金の不適切な支出の疑い等がある場合には詳細な調査をした上で返還を求めるが、そのすべてを立証することは決して容易ではない。本来ならば不適切な支出に関してはすべての返還を求めて責任を追及すべきであるので、できるだけ事実を明らかにする必要がある。また、例えば何らかの不正の疑いのある法人は、他の不正も同時に行っている可能性があるかもしれないと考えるべきである。

このことから、特別監査に際しては、通常の監査の体制では十分ではなく、監査範囲の拡大、関係する部署や市町との連携は不可欠である。この点について、県では、回覧で情報の共有を図っており、また、関係課から監査のメンバーに加わるなど体制を強化している。今後はさらに、問題が発生した場合には速やかに責任者を定めて関係各部署や関係する市町を加えたチームを結成するなど、より積極的な連携を図ることを考えてはどうか。また、必要に応じて外部専門家をチームに加えることで実効性のある対応を効率的に実施できると考える。そして、この特別監査の臨時体制を要綱に明記することで、緊急時の速やかな対応が可能になるのではないかと考える。